

大気環境モニタリングに関する検討会設置要綱

平成 22 年 6 月 30 日

22 環改大第 263 号

平成 28 年 11 月 25 日

28 環改大第 473 号

(設置目的)

第 1 条 「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」の一部改正を踏まえ、東京都における大気汚染常時監視体制の整備等について専門的な見地から学識経験者等の意見を聴くため、大気環境モニタリングに関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 検討会は、次の各号に掲げる事項について調査、検討する。

- 一 大気環境モニタリング結果の解析・評価に関すること。
- 二 PM2.5 常時監視測定局の整備（配置計画、設置方法等）に関すること。
- 三 常時監視測定局の測定項目に関すること。
- 四 その他必要な事項

(構成)

第 3 条 検討会は、学識経験者等のうちから、環境局長が委嘱する委員 5 人以内をもって構成する。

- 2 環境局長は、必要があると認めるときは、検討会に臨時委員を置くことができる。
- 3 環境局長は、必要があると認めるときは、検討会に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

- 2 委員は、再任を妨げない。

(座長及び副座長)

第 5 条 検討会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副座長は、座長が指名する。
- 4 座長は検討会を代表し、会務を統括する。

5 副座長は、座長に事故があるとき、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は、環境局環境改善部長が招集する。

(検討会の公開原則)

第7条 検討会の会議は、これを公開する。

(議事録及び会議資料)

第8条 会議ごとに議事録を作成することとする。

2 議事録は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。

3 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。

4 前2項の規定は、会議資料等について準用する。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、環境局環境改善部大気保全課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。